

人口	165,400人	人口のうごき	
(前年同期)	155,547人		
男	83,823人	七月一日現在	
女	81,577人		
世帯数	44,936戸	前月比	
		767人増	
転入	1,344人	転出	818人
出生	310人	死亡	69人
* 転入、転出、出生、死亡は6月中の動き			



7月
25日
No. 267

川越市、入間川平塚橋下流で、水防演習が行なわれました。演習は、大型台風による豪雨で、荒山、入間川が増水し、警戒水位を突破した。という想定で、市内12の水防分団員約270名が参加し、本誌編集部長兼副編集長加藤市長、坂本市議会議長ほか関係者多数が見守るなかで、本番さながらに行なわれました。(写真は積土俵の訓練をする水防団員)

市議会第四回定例会より

霞ヶ関小・中学校防音校舎に

学校建設契約など二十案件を可決

市議会第四回定例会は、六月二十五日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあつたつての件名は「川越市役所出張所設置条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか、二十件でした。



- 一、契約の目的
川越市立霞ヶ関北小学校増築
工事請負契約について
の内容は、
川越市立霞ヶ関北
小学校増築工事
二、契約の方法
指名競争入札による契約
三、契約の金額
金四十九百六十万円
四、契約の相手方
川越市大字鯨井千六百十九番地
初雁興業株式会社
五、工期
昭和四十五年六月十二日より昭和四十六年二月六日まで
六、施設の概要
鉄筋コンクリート造、四階建塔屋付、延千五百六十六平方メートル六三、普通教室十二室、給食受入所、昇降所一ヶ所、階段便所八ヶ所、非常階段、エレベーター機械室一室、ポンプ室一室
附帯設備工事、給排水、電気、

- 一、契約の目的
川越市立霞ヶ関北小学校増築工事
二、契約の方法
指名競争入札による契約
三、契約の金額
金四十八百八十万円
四、契約の相手方
川越市大字栄町四番地十六
川木建設株式会社
五、工期
昭和四十五年六月十二日より昭和四十六年二月六日まで
六、施設の概要
鉄筋コンクリート造、四階建塔屋付、延千四百九十九平方メートル二
三、普通教室十二室、昇降所一ヶ所、流し四ヶ所、便所四ヶ所、附帯設備工事、電気、給排水一式
川越市立霞ヶ関小学校防音改築工事請負契約について
の内容は、
川越市立霞ヶ関中学校
防音改築工事
二、契約の方法
指名競争入札による契約
三、契約の金額
金八千五百二十五万円
四、契約の相手方
川越市六軒町二丁目三番地十
岩堀建設工業株式会社
五、工期
昭和四十五年六月三十日より昭和四十六年三月十五日まで

- 一、契約の目的
川越市立霞ヶ関小学校
防音改築工事
二、契約の方法
指名競争入札による契約
三、契約の金額
金六千二百二十八万円
四、契約の相手方
川越市大字栄町四番地十六
川木建設株式会社
五、工期
昭和四十五年六月三十日より昭和四十六年二月十日まで
六、施設の概要
鉄筋コンクリート造、三階建塔屋付、延千二百八十平方メートル五二、管理室五室、特別室二室、普通教室四室、給食受入室および配膳室、昇降所一ヶ所、便所三ヶ所、エレベーター機械室一室、設備工事、給排水衛生設備、換気設備、電気設備、エレベーター設備
川越市立霞ヶ関中学校防音改築工事請負契約について
の内容は、
川越市立霞ヶ関中学校
防音改築工事
二、契約の方法
指名競争入札による契約
三、契約の金額
金八千五百二十五万円
四、契約の相手方
川越市六軒町二丁目三番地十
岩堀建設工業株式会社
五、工期
昭和四十五年六月三十日より昭和四十六年三月十五日まで

- 六、施設の概要
鉄筋コンクリート造、四階建塔屋付、延千六百二十二平方メートル五〇、管理室二室、特別室一室、普通教室九室、給食受入室および配膳室、昇降所一ヶ所、便所四ヶ所、エレベーター機械室一室、設備工事、給排水衛生設備、換気設備、電気設備、エレベーター設備
川越市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例を定めることについて
は、現在、水洗便所改造資金の貸付額を「一件につき四万五千円以内とする」と「三ヵ月以内に工事を完成させなければならぬ」とあるを「一件につき五万以内」と「一ヵ月以内に工事を完成させなければならぬ」と変更するものである。
(紙面の都合上、他の案件については、来月号に掲載させていただきます。)



増築中の武蔵野小

議事次第

- 第一日(六月二十五日)は、開会。
第二日(六月二十六日)は、会期を二十日間と決定し、議席の一部を変更し、諸報告の「助役の選任」を同意。
第三日(六月二十七日)は、第二十一議案の提案理由の説明。
第四日(六月二十八日) 第五日(六月二十九日)は休会。
第六日(六月三十日) 第七日(七月一日)は、提案案に対する質疑ののち、各常任委員会にその審査を付託。
第八日(七月二日) 第九日(七月三日) 第十日(七月四日) は一般質問。
第十一日(七月五日) は休会。
第十二日(七月六日) は、一般質問。
第十三日(七月七日) 第十四日(七月八日) 第十五日(七月九日)は、本会議を休会し、総務・文教・厚生・建設の各常任委員会を開催し、付託案を審査。
第十六日(七月十日) 第十七日(七月十一日) 第十八日(七月十二日) 第十九日(七月十三日)は、休会。
最終日(七月十四日)は、総務・文教・厚生・建設の各常任委員長報告ののち、委員長報告に対する質疑、討論を実施し、請願五件を採択、議案二十件を原案可決し、議案一件を「継続審査」とすることにより決定し、閉会。

請願採択となる

市議会第四回定例会に、提出された請願については、つぎのとおりです。
市内高階地区に公民館建設方
請願について
は、人口二万二千を超える高階地区住民の融和と、学習の機会の拡充、青少年健全育成などの事業活動が、とくにその必要度を加えております現在、住民の要望に対処する広汎な事業の遂行のため、公民館を建設されたい、との主旨により、川越市高階地区自治会代表、斎藤四郎氏ほか百七十一名より、提出されたものです。
市道第五、四五五号線およびこれに接続する日東道の拡幅改良方請願について
は、川越秩父県道を起点とし、市道第五千四百五十五号および市道第五千三百九十二号線に接続する、市道第五千四百五十五号線は

は、いつでも本管に切り替えるとの約束でありました。しかるに、現在の約三百世帯を数えるに至り、やむなく自主的に、使用量の制限をするなどの結果になりましたので、一日も早く、本管を布設されるようとの主旨により、地区民代表、望月貞一氏、平田喜三郎氏、吉田竜雄氏ほか六百九十六名より提出されたものです。
市内大東地区に公民館建設方
請願について
は、大東地区は、川越・狭山工業団地の造成によって、従来の農業地域より脱皮し、いよいよ社会教育の必要に迫られて、年毎に学級講座、各種団体利用も急増し昭和四十四年度は、二百七十件を上廻る利用回数となり、なお重複せざるを得ない場合は、近くの部落集会所、学校などの施設の借用に及んでいる状況でありますので地域住民のセンター的役割を十分に生かしたいために、独立公民館



1日4万人以上が乗り降りする川越駅

- の建設を促進されるよう、との主旨により、川越市大東公民館建設促進委員会、山崎初五郎氏ほか二千三百六十八名より提出されたものです。
以上の五請願は、市議会第四回定例会第十三日(七月七日)より第十五日(七月九日)までの間、開催された、総務・文教・建設の各常任委員会に付託し、審査した結果、採択することに決定したと本議会最終日(七月十四日)に、各常任委員長報告があり、審議したのち、採択と決定いたしました。
市議会第四回定例会第二日(六月二十六日)に、市議会運営委員会委員の一部変更がありました。
なお、委員はつぎのとおりです。
市議会運営委員会
委員長 栗原 定一 議員
副委員長 関根 初治 議員
委員 木村 豊太郎 議員
委員 深田 綱三 議員
委員 天沼 半右衛門 議員
委員 後 閑 芳雄 議員
委員 中村 源次 議員
委員 清水 正平 議員
委員 富田 雅次 議員

道路線廃止は 継続審査

市議会第四回定例会において、建設常任委員会に審査付託となり慎重審査した結果、つぎの議案が「継続審査」となりました。
川越市道路線の廃止について
この内容は、大字大袋字下葛川七百八十番地先の市道第三千六百六十五号線を廃止しようとするものですが、同道路上に浄化槽があるため、これが処置がなければ廃止が認められないためであります。

議席の一部変更

市議会第四回定例会第二日(六月二十六日)に、議員の一部議席がつぎのように変更されました。
第十一番(第三十三番より)
坂本 光雄 議長
第三十三番(第十一番より)
関根 初治 議員

助役を再選

市議会第四回定例会第二日(六月二十六日)に、六月三十日をもって、任期満了となる、助役を、再選したい、との提案があり、審議した結果、つぎのとおり、同意いたしました。
助役の選任につき同意を求めらるることについて
川越市大字的場
都築 肇
明治四十一年三月十六日生



請願された霞ヶ関地区内の道路

市内大字寺尾西向イ地区に水道本管敷設方
請願について
は、西向イ地区は、昭和四十一年当時在住三十九世帯をもって、私費負担により、八十世帯を見込み水道の補助管を布設し、八十世帯を越す場合

市議会第四回定例会第八日(七月二日)に、二議員、第九日(七月三日)は、前日に引き続き三議員、第十日(七月四日)も、前日に引き続き、二議員、第十二日(七月六日)に、一議員により、つぎのとおり、それぞれ、一般質

一般質問

- 問が、実施されました。
関根 永吉 議員
問仁田 春二 議員

市議会第四回定例会第二日(六月二十六日)に、市議会運営委員会委員の一部変更がありました。
なお、委員はつぎのとおりです。
市議会運営委員会
委員長 栗原 定一 議員
副委員長 関根 初治 議員
委員 木村 豊太郎 議員
委員 深田 綱三 議員
委員 天沼 半右衛門 議員
委員 後 閑 芳雄 議員
委員 中村 源次 議員
委員 清水 正平 議員
委員 富田 雅次 議員

歩行者の保護を重点に

夏の交通安全運動を実施



〈霞ヶ関北小学校の交通安全教室〉

夏の交通安全運動が、七月二十日から県下いっせいにくりひろげられています。ことしの運動は前期（七月二十二日）七月三十一日）と、後期（八月二十二日）八月三十一日）にわけて、通行上弱い立場にある歩行者、とくに子どもと老人の交通事故絶滅を中心目標として行なわれています。

夏は、暑さや夏休みという生活環境の変化にともなう、例年こどもの交通事故が多くなっています。そこで、今回の運動は、次のことを運動目標にかかげ、いたましい交通事故を防止しようとするものです。

- 交通安全**
- ① こどもと老人の直前直後の横断をさせない。
 - ② こどもを「道路や踏切」「線路付近」などで遊ばせないようにする。
 - ③ こどもと老人に自転車の安全な乗り方を指導し、とくに二人乗りや夜間乗ることの危険性を

昨年の六月から、無秩序な市街化をおさえ、農林業などの調和を考えながら順序正しくまちづくりを進めて行くための法律として、新都市計画法が施行になりました。

この法律では、知事が関係市町村の意見を聞いたり、国の機関と協議しながら、各市町村を市街化区域と市街化調整区域に区分をします。現在県で、各市町村の市街化および同調整区

市街化区域内の農地転用手続の農地転用手續の農地転用手続の農地転用手続の農地転用手続

域の設定を検討中ですが、この区域が決定し告示されますと、市街化区域内の農地転用手続が、次表のように変更になります。なお、市街化調整区域内の農地転用手続は、従来どおりです。

くわしいことは農業委員会へお尋ねください。

※四条とは、農地の所有者が借受者等が転用する場合です。五条は、農地を購入、借受等によって転用する場合です。

市街化区域内の農地転用届出手続

	農地法4条の場合	農地法5条の場合
1. 転用届出者	農地を転用しようとする者	転用の目的で売買、贈与、賃貸借する当事者
2. 届出提出先	県知事（ただし市町村農業委員会に提出します。）	法第4条の場合と同じです。
3. 届出の時期	転用着手予定の50日前までに届出書を提出しなければなりません。	法第4条の場合と同じです。
4. 届出書とは	農林省で定めた様式8号により次の事項を記入します。 (1)届出者の氏名、住所、職業 (2)土地の所在、地目、面積、所有者、耕作者 (3)転用計画 (4)付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	農林省で定めた様式第9号によります。 法第4条(1)~(4)の事項のほかに、権利を設定移転しようとする契約の内容を記入してください。
5. 届出書に添付すべき書類	(1)土地の位置を示す地図（縮尺15,000分の1の市町村図に届出の土地を識別する） (2)土地の登記簿謄本 (3)届出者の住民票 (4)小作地を転用しようとする場合は、法第20条の規定による知事の許可があったことを証明する書面 (5)土地改良区の地区内の場合、関係土地改良区に転用届出をする旨の通知をしたことを証明する受理証明書	法第4条(1)~(5)の添付書類のほかに、1,000㎡以上の転用で都市計画法第29条による開発許可（県建築行政課担当）を必要とするものは、その許可書の写しを添付してください。
6. 届出添付書類の注意事項	(1)相続等で未登記の場合のように真正な権利が、土地の登記簿謄本によって確認できない場合は、戸籍の謄本を添付すること。 (2)農事調停により成立した合意の場合は、和解調書を添付すること。	法第4条の場合と同じです。

祝日 日曜の航空宣伝が禁止に 県公害防止の新条例発足

産業の高度成長の副産物といわれる「公害」は、いまや全国的に広がり、大きな社会問題となっています。そこで県では、このほど「県公害防止新条例」をつくり、七月一日から適用をしました。旧

条例は特定の工場や事業場を対象にしたものでしたが、新条例ではこのほか生活環境保全の面から騒音、振動、粉じん、臭気、畜産公害等も規制の対象になりました。このうち公害として規制される範囲は、それぞれ規制条例で定められており、関係市町では、市を經由して県知事へ（騒音は市長へ）届出をすることが義務づけになりました。

市でも市内の各工場、事業所等を対象に、近日中に届出の予備調査を行ないますので、よろしく協力くださるようお願いいたします。

新条例のおもな内容は次のとおりです。

- 市街化区域Ⅱ千羽、面積百二十平方メートル
- 市街化調整区域Ⅱ五千羽、六百平方メートル
- ※これに該当する農家ではこの条例が適用になった七月一日から六十日以内に、届出をすることになっていきます。
- 〔深夜営業の騒音防止〕
深夜営業（午後十時から翌日午前六時まで）を行なう場合は、人声、楽器等で付近に迷惑をかけること。
- 〔建設および作業騒音〕
それぞれ指定された機材を使用

中小企業退職金共済 支給が有利に 加入業者に 補助金支給

このほど中小企業退職金共済法の一部改正になり、これに伴って同共済制度の掛金等が次のように引上げられました。

▽掛金Ⅱ本年十二月一日から適用
従来の月額最低二百円が四百円に、最高二千円が四千円に引上げられ、また、二千円を超える掛金は五百円刻みとなります。

▽死亡退職者退職金給付の改善Ⅱ
本年五月一日から適用
従来は、加入後短期間で死亡した場合、退職金が掛金納付総額を下まわることありましたが、今回の改正で掛金納付月数が十二ヵ月以上であれば、最低でも掛金納付総額を下まわらなくなりました。

※このほか、本年十二月一日から国庫補助金の増額も行なわれます。

▽補助額は二十割程度
▽補助期間は引続き三年間
※なお、わからないことは市役所商工観光課か川越商工会議所、川越労政事務所へお尋ねください。

市役所衛生課（番三三十一四五〇）内線七二へお尋ねください。

間以上の間隔をおく。また自動車等での商業宣伝は、学校、病院または図書館等から百メートル以内の区域は使用禁止とする。

〔畜産公害〕
市街化区域、市街化調整区域内で、次の規定を超える豚やニワトリを飼育する場合には、この条例の適用をうけます。

▽養豚（生後三ヵ月以上のもの）
○市街化区域Ⅱ百頭、面積百五十平方メートル

○市街化調整区域Ⅱ三百頭、面積四百五十平方メートル

▽養鶏（ふ化後九十日以上のもの）

身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けていて、別表に該当するもの

○減免の対象となる軽自動車
（イ）身体障害者が所有する軽自動車でもつばら本人が運転するもの
（ロ）十八歳未満の身体障害者は、年齢の点で運転免許証を取得することができないため、その者と生計を一にする者が所

有し、運転する軽自動車、本人の通学通院に使用するもの
（イ）身体障害者が所有し、その者と生計を一にする者が運転しつばら本人の生業などのために使用するもの
（なおロのうちに下肢不自由および体幹不自由に該当する者については二一八〇〇

また自動車税、自動車取得税の減免については、川越県税事務所自動車課係へお尋ねください。☎四二一八〇〇

身障者の軽自動車税

減免の範囲が拡大

申請は九月末日まで

身体障害者に対する軽自動車税の減免基準が改正され、昭和四十五年分の軽自動車税から適用される減免を受けることができる者

▽減免の範囲は：
○減免を受けることができる者

身体障害者手帳の交付を受け減免対象となる者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級 (1級から3級の1)
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級 (1級から3級)
心臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級

戦傷病者手帳の交付を受け減免対象となる者

障害の区分	不具痲疾の程度または傷病の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	〃
平衡機能障害	〃
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症（特別項症から第3項症）
体幹不自由	〃 (特別項症から第4項症)
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	〃

身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けていて、別表に該当するもの

○減免の対象となる軽自動車
（イ）身体障害者が所有する軽自動車でもつばら本人が運転するもの
（ロ）十八歳未満の身体障害者は、年齢の点で運転免許証を取得することができないため、その者と生計を一にする者が所

有し、運転する軽自動車、本人の通学通院に使用するもの
（イ）身体障害者が所有し、その者と生計を一にする者が運転しつばら本人の生業などのために使用するもの
（なおロのうちに下肢不自由および体幹不自由に該当する者については二一八〇〇

市民の金融に

公益質屋のご利用を

- 貸付額……1世帯3万円まで
- 利子……1ヵ月3分
- 流質……4ヵ月

◎品物をお持ちください。また新規の方は、米穀通帳と印かんをお忘れなく。

川越駅前 小川信用金庫 公益質屋

国道二五四号 朝日生命

少年の非行化防止などを重点に

夏の防犯運動

7月20日～8月31日

例年夏になると、いろいろな犯罪が多く発生しています。そこで埼玉県警察本部では、七月二十日から八月三十一日までの期間を「夏の防犯運動」とし、次のような重点事項を中心に運動をすすめています。

市民のみなさんにおかれましては、各種犯罪の防止にご協力をいただき、この夏を明るく楽しくすごすようにしましょう。

〔重点事項〕

- ▽性犯罪の予防
- ▽あきす、忍び込み盗犯の防止
- ▽暴力犯の防止
- ▽水禍事故の防止
- ▽少年の非行化防止
- ▽自動車盗難の防止

痴漢を追放しよう

▽素肌の露出はひかえめに：つつましくひかえめな服装が、あなたを最も美しくみせることをお忘れなく。薄着や肌の露出は、痴漢の被害を受けやすいものです。

▽夜間のひとり歩きにご用心：暗がりや淋しい場所は、ひとり歩き

少年の非行化防止

長い夏休みは、とかく気持ちのゆるみ、少年の非行がたいへん多くなります。愛するわが子の将来のために、計画的な生活設計と指導によって、非行に走らないよう注意しましょう。

最近の川越警察管内の少年補導状況をみると、少年（十歳から十五歳）の外出やシンナー遊び中学生の窃盗犯などが多くを占めています。少年の非行化は、ちょっとした家庭内での問題から起こる場合があります。みんなで気を付けたいものです。

自動車盗難の防止

盗難自動車は、ドロボーや性犯罪、誘拐などに悪用される場合が多い。

団体登録のおすすめ

- ①芸術文化Ⅱ文学（短歌、俳句、小説、詩、川柳等）、Ⅱ美術（絵画、彫塑、工芸、写真、書道等）
- ②生活改善Ⅱ料理、家計簿等、興を目的とする団体
- ③社会通信教育Ⅱ文部省認定の社会通信教育学習グループ
- ④園芸関係Ⅱ菊づくり、盆栽、庭づくり等
- ⑤社会体育、レクリエーションⅡ野球、ママさんバレーボール、民踊、フォークダンス、登山、サイクリング等
- ⑥社会教育関係団体Ⅱ婦人会、PTA、子ども会、ボーイスカウト、青年会等

※これらの団体、グループでも、営利を目的とするものは除きます。

近づく台風シーズン

大切な事前の準備

ことしも台風シーズンがやってきました。ことしはすでに、台風二号が七月に本土に上陸し被害を与えています。

そこで台風がきたときに被害や損害等をできるだけ少なくするため、家庭での対策、処置などをもう一度考えてみましょう。

台風が近づいたとき

台風が近づいたときには、テレビやラジオの台風情報に注意し、早く情報を聞いて対策をたてる。とくに雨戸は十分補強し風が家の中に吹きこまないようにする。

台風の通過後

貴重品や食糧品、日用品、家庭用備品などを一つにまとめておいて、万一避難などをするときは持出しやすいようにしておく。また、避難する場所や経路なども事前に調べておく。

停電に備え懐中電灯、ロソクなどの再点検をしておくと共に活動しやすい服装に着がえ。浸水が予想されるところでは、

郷土をえがく絵・標語

コンクール作品募集

市では、文化財愛護モデル地区の指定を受けたことを機会に文化財愛護の関心をより高めていただく目的で、市内の小・中学生の児童生徒および一般の方を対象に文化財を中心とした、

郷土をえがく絵と標語の募集を行います。ふるって応募ください。募集内容は次のとおりです。

○標語Ⅱ一般市民（在住者）

内容と規格
▽絵Ⅱ川越の特色を表しているもの●指定文化財関係のもの●祖先の生活の姿を表したもの●祖先から現在まで使われているものなど

大きさ：B4版（タテヨコ十二センチの紙をはり学校をよりこんだもの）

作品の下に、タテ五センチ、ヨコ十二センチの紙をはり学校名、学年、氏名を記入

▼標語Ⅱ文化財愛護の心がまえをよりこんだもの

大きさ：B4版（タテ長）作品には、絵と同じ大きさの紙をはり、学校名、学年、氏名を記入

▼応募方法

作品は未発表のものに限り提出は、小・中学生については各学校に、一般の方は教育委員会社会教育課へ提出してください。期限は八月二十五日までです。

賞

●小・中学生の部Ⅱ各学年とも

金一、銀二、銅三、佳作五

●一般の部Ⅱ金三、銀五、銅七

佳作九

入賞発表は広報川越で行ないます。また作品は愛護週間、民俗展などに展示します。

家出人相談所を開設

川越警察署では、次のとおり家出人相談所を開設します。ご利用ください。

▽日時Ⅱ八月十七・十八日、午前九時から午後五時まで

▽場所Ⅱ川越警察署

▽相談内容

○自殺すると家出された方

○ノイローゼで家出された方

○病気を苦に家出された方

○その他の理由で家出された方等

※これらに該当し、家出後たよりがなくお困りの方はぜひ相談においでください。当日は、警察本部鑑識課員、防犯少年課員が出張して、全国各地で死亡し身元のわからない方の写真や着衣、所持品などの記録をもとに相談に応じます。

（社会福祉協議会扱い）

▽福祉事業

へ▽子ども用衣類一包

▽小ヶ谷五

九一、名倉

道夫さん、

▽二万四〇〇〇松江町二丁目一一

渡野三三四 深谷寛幸さん

日本、カナダ 青少年親善音楽会

7月15日、カナダのオーケベイセカンダリースクール管弦楽団の一行104名が来川し、市民会館で、日本カナダ青少年による国際音楽交歓大会が行なわれました。一行は演奏後、本丸御殿で行なわれた歓迎お茶会や、新富町通りの「ちょうちん祭り」などを見学し楽しい1日を過ごしました。



犯罪の防止で明るい社会

7月1日から1ヵ月、社会を明るくする運動が全国的に行なわれています。この運動は、国民が一体になって、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生に協力してこうとするもので、市では、7月13・14日の2日間自動車パレードを行ない、市民に協力を呼びかけました。



月吉町で真土川を清掃

月吉町自治会では、衛生委員（代表山田源太郎さん）を中心に、7月12日、町内を流れる真土川の清掃作業を行ないました。これは同自治会が5年前から自主的に行なっているもので、清掃区域は月吉橋から新河岸川合流点までの約1kmの区域です。この日は50余名が参加し、汗びっしょりになり、作業を行っていました。



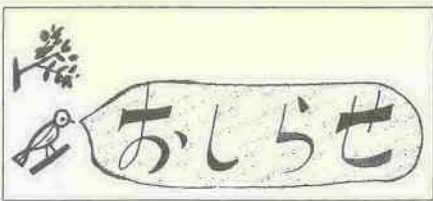
ちょうちんまつり

恒例の百万灯ちょうちんまつりが、7月11日から15日まで行なわれました。ことしは、音楽パレード、秩父音頭流し、秩父屋台ばやし、民謡盆踊り大会など多催な行事がくりひろげられ、夜遅くまでにぎわいました。（写真は、県警の音楽パレード）

夏のプレゼント

協賛会扱い

- ▽福祉事業
- へ▽子ども用衣類一包
- ▽小ヶ谷五九一、名倉道夫さん、
- ▽二万四〇〇〇松江町二丁目一一渡野三三四 深谷寛幸さん



南公民館で夏季大学

///この人に聞く70年///

70年は人間性復活の年といわれています。そこで南公民館では各界で活躍中の知名文化人の方々のお話しを聞き現代を考えてみたいと思います。みなさんどうぞお気軽にご参加ください。期日と内容

- 8月12日(水)「マスコミと現代生活」…朝日新聞企画部長 辻 豊
- 8月19日(水)「活花をとおしてみる」=「伝統文化と現代」…安達瞳子制作室 安達瞳子
- 8月26日(水)「ユーモアと人生」…ユーモア作家 宮崎博史

時間…毎回午後6時30分～8時30分

ところ…川越市南公民館(川越駅西口前)

受講料…無料、ただし運営雑費として300円

参加資格…市内在住の成人の方などなたでも参加できます。

申込み…8月5日までに雑費を添えて南公民館へ。ただし、会場の都合で70名(申込順)により打ち切りますので、お早めにお申し込みください。

※ わからないことは、南公民館へお問い合わせください。



混合予防接種をお忘れなく

第3回目の混合予防接種が8月3日から11日まで各会場で行なわれます。該当する方はもちろんお受けください。日程など詳しくは5月25日号の広報川越をご覧ください。

趣味講座

旅と文学コース

■ねらい…楽しく開放的な旅をそれだけに終わらせることなく、より有意義なものとして、とらえる態度を養いこれからの生活に役立てる。

■主 催…川越市中央公民館

■期 間…8月21日(金)から9月18日(金)までの毎週金曜日

■時 間…毎回午後6時30分～8時30分

■会 場…川越市中央公民館講座室

■対 象…川越市内に在住・在勤する成人

■受講料…300円(資料、テキストおよび雑費)

■申込み…8月8日(土)までに受講料を添えて川越市三久保町18番地3、川越市中央公民館へ、定員(45名)になりしだい締めきります。

■内 容…旅の文学、文学散歩、旅したくなど※くわしくは中央公民館(☎22-1394)へ…。

EXPO 70'

万博カラー写真展

南公民館では、朝日新聞社、全日本写真連盟提供、万博協会後援により、世界の祭典万博カラー写真(全紙大)97点を展示公開いたします。

ご都合で万博におでかけになれない方は、この写真展で世界の祭典をお楽しみください。またこれからおでかけの方、すでに行ってこられた方も、みなさんおそろいでぜひご覧ください。

■と き…8月15日(土)～21日(金)まで、毎日午前9時～午後7時

■ところ…南公民館(川越駅西口前)

■入場無料

市民日本画教室

日本画小品展

と き…8月7日～9日、午前10時～午後7時

ところ…新富町通、木村屋画廊(丸広北となり)

※日彩会、南公民館共催

8月市民会館催し予定 (45.7.10現在)

日	催し物	入場方法	主催者
2日	フォークキャンパス'70	入場券	慶心義塾クラブエトセトラ
5(水)	夏季農業講座	一般	川越市農務課
6(木)	母と子の劇場	入場券	山鳩保育園
7(金)	進学指導父兄懇談会	関係者	旺文社事業局
16日	ピアノ発表会	一般	南通町 本多
17(月)	夏の笑待席 ピックリバラエティー	入場券	民主音楽協会
22(土)	松山日本舞踊教室ゆかたざらい	一般	松山千恵子後援会舞踊教室
23(日)	第3回統音会、演奏会	入場券	統音会
24(月)	原信夫とシャープアンドフラッツ	会員券	川越労音
30日	ピアノ発表会	一般	小仙(鮎)斎藤

※お問い合わせは市民会館(☎22-4678)へ。主催者の都合により一部変更になる場合があります。なお、毎週火曜日は休館日です。

第3回生活教室

8月7日から、県大宮消費生活センターで、第3回生活教室が開かれます。

生活教室に参加を希望される方は、至急市の教育委員会社会教育課か大宮消費生活センター(☎0486-41-6492)へお申し込みください。

なお、生活教室の内容は次のとおりです。

- 時間…午後1時～4時
- 会場…埼玉県大宮消費生活センター(埼玉県商工会館)大宮市桜木町1-465

■参加定員…50名(定員になりしだい締切り)

第3回生活教室日程表

月日	テーマ	内 容
8月7日(金)	夏バテを防ぐ食品	初夏の食品の選び方、料理について
8月14日(金)	アイスクリーム	アイスクリームの選び方、栄養価の研究
8月21日(金)	清涼飲料	ジュース類の選び方、栄養
8月28日(金)	衣類のかぶれ	化学繊維によるかぶれなど人体に及ぼす影響

※ くわしくは、大宮消費生活センターへおたずねください。



ぼくらの作文
心の中で、
ぼくはいつも言う
「がんばれ、もう一息だ、カナズチ君」

それでも、しずむ子や、アップアップする子には、
ぼくは、きれいな水に、いっぱい力を入れて、なんとか泳げない子を持ちあげてやるんだ。

プールのひとりごと
武蔵野小四年 鈴木あつ子
もし、プールが口をきいたら、きつと、こう言うだろう
「どうか、ぼくの方でみんなを泳がせたい。そしてみんなに、こう言ってもらいたい」
「あそこのプールは、泳げない人でも、泳げるようになるんだ」と

昔から八つ時(午後二時)についてたので、れんけい寺の馬鹿八つといわれた。夏のものうい昼下がりに聞くこの文字がみえる。

文化財めぐり
れんけい寺の釣鐘は、長さ五尺八寸(一七五センチ)、径三尺(九一センチ)、重さ約二八〇貫(一、〇四八トン)で川越第一の大鐘として有名である。
柳沢吉保が川越城主だった元禄八年(一六九五)に、井上源清、山東小市郎が奉行となり、木村将監が鋳造された。銘文に「山田庄三吉郷河越邑」の文字がみえる。



連馨寺の銅鐘 (工芸品)

ぼくらの作文
心の中で、
ぼくはいつも言う
「がんばれ、もう一息だ、カナズチ君」

市併連高麗吟行
暗かりに採り青天の蟹とせり 南一
篠の子や帆迦堂をもうひとまわり
蜻蛉生まる池は母胎の静けさに 素山
高麗里に雑貨曳き売る藁帽子 八洲雄
高麗に來て胡桃の青に執着す 錠子
梅雨蝶の自在に鉄扉くぐりおり
優曇華や鈴ならしめる野の稲荷 敏子
梅雨晴れてわくわく踏みし高麗の土
ある時は水輪を画きて蝌蚪育つ ふさ子
麦殻焼く高麗山なみへ風のぼる 八枝子
高麗のこの泉たよりに子を産みし 紫風
桑の実をちぎれば染まる明治の掌 筑紫
隠し田の青さを鴨に見られたり よし乃
びらびらと蝌蚪いる田水廟古りぬ 美代志
蟹に泡ふかせ高麗川夏がくる 三清
高麗麦秋何に眼をむく仁王竹つ さとみ
其紅

鐘は、特有の響きをもっていたが、今は市中の雑音にまぎれてあまり聞えない。昭和三十三年三月六日工芸品として川越市文化財に指定された。